

## 令和2年度「新型コロナ悪質商法啓発強化事業」業務委託仕様書

### 1 委託業務の内容

- (1) テレビCMの作成・放映
- (2) ラジオ番組（CM）の作成・放送
- (3) パンフレットの作成・配布

2 契約期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで

### 3 委託料額の上限

21,550千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

### 4 委託業務の詳細

#### (1) テレビCMの作成・放映【若年者向け・高齢者向け 各1パターン】

##### ① 目的

「新型コロナウイルスに便乗した悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を目的にテレビCMを作成・放映する。

##### ② 委託内容

###### ア CMの作成

若年者、高齢者それぞれに向けた内容で、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法についての、啓発用30秒スポットCM2本を作成

###### イ CMの放映

上記で作成した30秒のスポットCM2本を効果的な時間帯に、県内民放テレビ2局合計で各180回以上放映する。

#### (2) ラジオ番組（CM）の作成・放送【全世代向け】

##### ① 目的

「新型コロナウイルスに便乗した悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を目的に啓発ラジオ番組（CM）を作成・放送する。

##### ② 委託内容

###### ア 番組（CM）の作成

全世代に向けた内容で、新型コロナに便乗した悪質商法に関する5分間の啓発番組を6種類作成する。

###### イ 番組（CM）の放送

上記で作成した番組を、県内民放ラジオ2局合計で60回以上放送する。

#### (3) 啓発用パンフレットの作成・配布【A3二つ折り カラー】

##### ① 目的

「新型コロナウイルスに便乗した悪質商法への注意喚起」及び「相談窓口の周知」を目的にパンフレットを作成し、全戸回覧及び高齢者関連施設等へ配布する。

##### ② 委託内容

###### ア パンフレットの作成

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法についての啓発パンフレットを、令和2年度内に3回、各10万部ずつ作成する。

###### イ パンフレットの配布について

作成したパンフレット各10万部のうち、7万部は各戸回覧のために、県内各市町村へ送付・配布する。残る3万部については、高齢者関連施設等に送付・配布し、高齢者等へ配布する。

## 5 注意事項

- (1) 業務に使用するキャラクターは、当センターオリジナルキャラクター「アリンコちゃん」もしくは「アリンコファミリー」とする。それ以外は、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。
- (2) 成果物に係る権利の一切は、県に帰属することとなる。
- (3) 成果物に係るイラスト・画像等については、当センターが指定する様式で電子データを提出しなければならない。
- (4) 業務遂行に当たっては、当センターと十分な連携をとらなければならない。